

大阪市町丁目別昼間人口（推計） 利用上の注意及び用語の解説

1 利用上の注意

- (1) 本表は「令和2年国勢調査」において総務省の集計表では行政区単位までしか公表されていない昼間人口について、各行政区の町丁目別人口を「令和2年国勢調査」、「令和2年度学校基本調査」及び「令和3年経済センサス-活動調査」の調査結果を用いて本市が独自に推計し、すでに公表されている町丁目別の世帯数、常住人口及び年齢（3区分）別人口と併せて掲載したものである。
- (2) 本表の本市及び行政区単位の昼間人口総数、うち就業者及びうち通学者の各数値は、総務省が公表している「令和2年国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計」の各数値と一致する。
- (3) 国勢調査における世帯数、夜間人口（常住人口）が著しく少ない地域は、国勢調査の調査結果に関する数値について、他の地域と合算する方法により秘匿処理を行っている。秘匿地域に対応する合算地域については、地理的な隣接状況等を勘案して選択している。秘匿項目は「X」とし、秘匿地域には、秘匿区分欄に「*（番号）」を、秘匿地域に対応する合算地域の秘匿区分欄に「@（番号）」を付与し、番号は秘匿地域と合算地域の対応関係を示している。
- (4) 国勢調査における夜間人口（常住人口）は年齢不詳者を含むため、年齢（3区分）別人口の合計とは必ずしも一致しない。
- (5) 統計表中の「-」は、該当数字がないことを表す。

2 用語の解説

- (1) 夜間人口（常住人口）
調査時（令和2年10月1日）に調査の地域に常住している人口。
- (2) 昼間人口
当該集計の結果を用いて、次の式により算出された人口。なお、夜間勤務及び夜間通学の者も昼間人口に含まれるが、買い物客や観光客などは含まれない。

昼間人口	=	夜間人口	+	流入人口（注1）	-	流出人口（注2）
------	---	------	---	----------	---	----------

(注1) 大阪市（区）以外から大阪市（区）への通勤・通学者数
(注2) 大阪市（区）から大阪市（区）以外への通勤・通学者数
- (3) 就業者
国勢調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む）を伴う仕事を少しでもした者。
- (4) 通学者
国勢調査週間中、主に学校へ通っていた者。ここでいう学校は、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。ただし、通学のかたわら仕事をしている人は通学者ではなく、就業者として取り扱っている。
- (5) 昼夜間人口比率
昼間人口を夜間人口で除し、100を乗じたもの。100を上回っているときは、昼間人口が夜間人口を上回ることを示し、100を下回っているときは、昼間人口が夜間人口を下回ることを示している。なお、秘匿地域の昼間人口比率は夜間人口が秘匿されていることから秘匿している。また、合算地域の昼間人口比率は次の計算方法で算出する。

$\frac{(\text{秘匿地域の昼間人口} + \text{合算地域の昼間人口(合算前)})}{(\text{秘匿地域の夜間人口} + \text{合算地域の夜間人口(合算前)})} \times 100$
--